

内国郵便約款の変更認可

(諮問第1262号)

<目次>

1	諮問書	1
2	認可申請書	4
3	説明資料	6

諮 問 第 1262 号
令和 7 年 1 月 20 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 村上 誠一郎

諮 問 書

日本郵便株式会社(代表取締役社長 千田 哲也)から、別添のとおり、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)第68条第1項の規定に基づく内国郵便約款の変更の認可申請があった。

当該申請について審査した結果は、別紙2のとおりであり、申請内容は、同条第2項各号の規定に適合している。

よって、同条第1項の認可をすることとしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

審査結果

日本郵便株式会社からの内国郵便約款の変更認可申請については、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）及び郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号。以下「省令」という。）の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

項 目	審査 結果	理 由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の郵便約款の変更は、社会情勢や関係法令（動物の愛護及び管理に関する法律）に対応した適切な郵便物の取扱いを実施するため、郵便物として差し出すことができない物等として指定しているもののうち、「人に危害を与えるおそれのある動物（学校又は試験所から差し出され、又はこれにあてるものを除きます。）」を、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)に規定する愛護動物」に変更するものであり、これについて明記されていることから、法第 68 条第 1 項の規定により郵便約款で定めることとされている郵便の役務に関する提供条件が適正かつ明確に定められている。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	今回の郵便約款の変更は、郵便物として差し出すことができない物等として指定しているもののうち、一部を変更するものであることから郵便物の引受けに関する事項であり、その内容は明確で、郵便事業の適正か

		つ確実な実施の確保に資するものと認められる。 なお、郵便物の配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項を変更するものではない。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	一	今回の郵便約款の変更は、郵便物として差し出すことができない物等を一部変更するものであり、郵便に関する料金の収受に関する事項について変更するものではない。
ニ その他会社の責任に関する事項	一	今回の郵便約款の変更は、郵便物として差し出すことができない物等を一部変更するものであり、会社の責任に関する事項について変更するものではない。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第 68 条第 2 項第 2 号)	適	今回の郵便約款の変更は、郵便物として差し出すことができない物等を一部変更するものであるが、郵便物の全ての利用者に対し同じ取扱いを求めるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではない。
次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 ① 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。） ② 実施予定期日 ③ 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由 (省令第 28 条各号)	適	本申請は、新旧の対照が明示された郵便約款、実施予定期日及び変更を必要とする理由を記載した申請書が提出されている。

2024-日郵統制第0015号
2024年12月25日

総務大臣
村上 誠一郎 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長
千田 哲也
(代表者印省略)

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、内国郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 内国郵便約款
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日
2025年4月1日
- 3 変更を必要とする理由
社会情勢や関係法令に対応した適切な郵便物の取扱いを実施するため。

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
(郵便物として差し出すことができない物等) 第 6 条 次に掲げる物は、これを郵便物として差し出すことができません。 (1)～(3) (略) (4) 法令に基づき移動又は頒布を禁止された物 (5) <u>人に危害を与えるおそれのある動物（学校又は試験所から差し出され、又はこれにあてるものを除きます。）</u> 2 (略)	(郵便物として差し出すことができない物等) 第 6 条 次に掲げる物は、これを郵便物として差し出すことができません。 (1)～(3) (略) (4) 法令に基づき移動又は頒布を禁止された物 (5) <u>動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）に規定する愛護動物</u> 2 (略) <u>附 則（※※※※年※※月※※日 2024-日※※※第※※※※号）</u> <u>この改正規定は、2 0 2 5 年 4 月 1 日から実施します。</u>

内国郵便約款の変更認可について

総 務 省

第1 内国郵便約款の認可について

1 郵便約款

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項に基づき、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項を除く。）について郵便約款を定めなければならない。

※ 約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

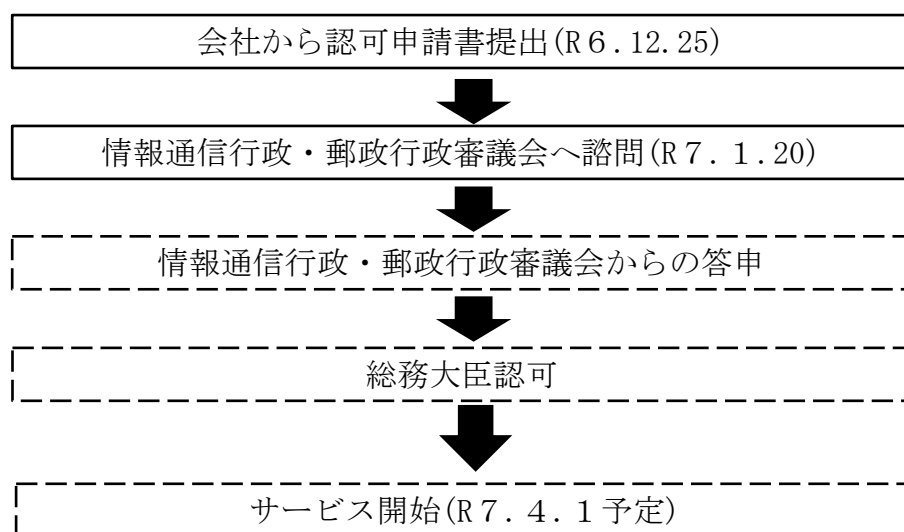
2 総務大臣の認可

会社は、法第68条第1項に基づき、郵便約款を変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

※ 書類の様式等利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない郵便の役務に関する提供条件や期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件といった軽微な事項については、法第68条第1項及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第29条に基づき、認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされている。



第2 会社からの申請内容

1 申請の概要

法第13条により、会社は、郵便の業務に従事する者又は他の郵便物に対する傷害又は損害を避けるため必要があると認めるときは、郵便約款で物を指定して、その物を郵便物として差し出すことを禁止することができる」とされている。

本申請は、内国郵便約款第6条において、郵便物として差し出すことができない物等として指定していた「人に危害を与えるおそれのある動物（学校又は試験所から差し出され、又はこれにあてるものを除きます。）」を「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に規定する愛護動物」に変更するため、内国郵便約款の変更認可を申請するものである。

内国郵便約款の変更内容は以下のとおりである。

■内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分	
現 行	改 正
（郵便物として差し出すことができない物等） 第6条 次に掲げる物は、これを郵便物として差し出すことができません。 （1）～（4） （略） （5） <u>人に危害を与えるおそれのある動物（学校又は試験所から差し出され、又はこれにあてるものを除きます。）</u> 2 （略）	（郵便物として差し出すことができない物等） 第6条 次に掲げる物は、これを郵便物として差し出すことができません。 （1）～（4） （略） （5） <u>動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に規定する愛護動物</u> 2 （略）

※ 動物の愛護及び管理に関する法律第44条第4項において、「愛護動物」とは、次のとおりとされている。

- ① 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- ② ①に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

2 変更を必要とする理由

社会情勢や関係法令（動物の愛護及び管理に関する法律）に対応した適切な郵便物の取扱いを実施するため。

3 実施予定期日

令和7年4月1日

4 補足（申請の背景）

愛護動物を含む生きた動物の引受けに関する取扱いについては、現在、ゆうパック・ゆうパケット・内国郵便のそれぞれの約款において、下表のとおり規定している。

	約款の種類	規定内容
①	ゆうパック約款	(引受拒絶) 第7条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。 (1)～(6) (略) (7) 荷物が次に掲げるものであるとき。 ア (略) イ その他当社が特に定めて表示したもの (8) (略) 2・3 (略) (注) (7)のイの当社が特に定めて表示したものは、 人に危害を与えるおそれのある動物 （学校又は試験所から差し出され、又はこれにあてるものを除きます。）、現金及び複数の個人情報とします。
②	ゆうパケット約款	(引受拒絶) 第6条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。 (1)～(5) (略) (6) 荷物が次に掲げるものであるとき。 ア～ウ (略) エ その他当社が特に定めて表示したもの (7) (略) (注1) (略) (注2) (6)のエの当社が特に定めて表示したものは、 人に危害を与えるおそれのある動物 （学校又は試験所から差し出され、又はこれにあてるものを除きます。）とします。
③	内国郵便約款	(郵便物として差し出すことができない物等) 第6条 次に掲げる物は、これを郵便物として差し出すことができません。 (1)～(3) (略) (4) 法令に基づき移動又は頒布を禁止された物 (5) 人に危害を与えるおそれのある動物 （学校又は試験所から差し出され、又はこれにあてるものを除きます。） 2 (略)

これらを受けて、会社においては、従来から哺乳類や一部の鳥類についてはゆうパック等での引受けを行わない対応を行ってきたところ。

また、それ以外の生きた動物の輸送におけるゆうパック等の利用については、これまで、“輸配送中に特別な取扱いを行わないこと”、“死亡した場合に会社は一切の責任を負わないこと”等の条件について、会社HPで周知する等の上、利用者の了承を得ることを前提に引受けを行ってきたところ。

一方で、近年、ゆうパック等で愛護動物を送付することについて利用者等から様々な指摘を受けていることや、動物愛護の機運の高まりも踏まえ、法令遵守の観点や実際の利用者への影響にも鑑み、会社において慎重な検討を行った結果、荷物関係の約款の見直しを実施することとし、併せて、内国郵便約款についても同様の改正を行うものである。

なお、見直しに際しては、会社から動物の愛護及び管理に関する法律を所管する環境省に確認を行ったところ、「一般論として、温度管理や給餌などが行われない環境で愛護動物を輸送することは結果的に虐待と司法が判断する可能性があり、この場合、当該輸送した者が罪に問われる可能性もある」との説明があったところであり、同説明も踏まえて改正を行うものである。

(参考) 生きた動物の引受けに関する取扱い
(内国郵便約款の改正前後) ※ゆうパック・ゆうパケット約款も同様

	種類	愛護動物の 該当性	引受けの可否	
			変更前	変更後
①	哺乳類	○	×	×
②	鳥類	○	△※	×
③	爬虫類	○	○	×
④	魚介類	×	○	○
⑤	昆虫類	×	○	○

※小型の鳥類に限定。

(参照条文)

○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（抄）

（郵便禁制品）

第十二条 次に掲げる物は、これを郵便物として差し出すことができない。

- 一 爆発性、発火性その他の危険性のある物で総務大臣の指定するもの
- 二 毒薬、劇薬、毒物及び劇物（官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除く。）
- 三 生きた病原体及び生きた病原体を含有し、又は生きた病原体が付着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除く。）
- 四 法令に基づき移動又は頒布を禁止された物

（郵便約款による差出しの禁止）

第十三条 会社は、郵便の業務に従事する者又は他の郵便物に対する傷害又は損害を避けるため必要があると認めるときは、郵便約款で物を指定して、その物を郵便物として差し出すことを禁止することができる。

（郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
 - 一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。
 - イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項
 - ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項
 - ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

- ニ その他会社の責任に関する事項
- 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(審議会等への諮問)

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

- 一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 二・三 (略)

○郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成十五年政令第八十三号）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）（抄）

(郵便約款の認可申請)

第二十八条 会社は、法第六十八条第一項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）
- 二 実施予定期日
- 三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由

(郵便約款の認可を要しない軽微な提供条件)

第二十九条 法第六十八条第一項の総務省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

- 一 郵便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない郵便の役務に関する提供条件

二 期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件

○内国郵便約款（抄）

（郵便物として差し出すことができない物等）

第6条 次に掲げる物は、これを郵便物として差し出すことができません。

- (1) 爆発性、発火性その他の危険性のある物で総務大臣が指定するもの
 - (2) 毒薬、劇薬、毒物及び劇物（官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除きます。）
 - (3) 生きた病原体及び生きた病原体を含有し、又は生きた病原体が付着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除きます。）
 - (4) 法令に基づき移動又は頒布を禁止された物
 - (5) 人に危害を与えるおそれのある動物（学校又は試験所から差し出され、又はこれにあててるものを除きます。）
- 2 その外部に郵便以外の送達役務であって当社が提供するものを表す文字が記載されている物は、その外部に郵便を表す文字が記載されている場合であっても、これを郵便物として取り扱いません。

（郵便物の包装）

第9条 郵便物は、その内容品の性質、形状、重量、送達距離等に応じ、送達中にき損せず、かつ、他の郵便物に損傷を与えないようこれを丈夫な紙（帯紙は、幅8センチメートル以上のものに限ります。）若しくは布の類で包み、又は箱、缶、封筒若しくは袋に納める等適当に包装していただきます。ただし、郵便物で包装しなくても送達中にき損せず、かつ、他の郵便物に損傷を与えないものは、その包装を省略することができます。

- 2 ビニール樹脂、ポリエチレン樹脂等の合成樹脂を主たる材料とする封筒及び袋は、郵便切手等のはり付け、通信日付印等の押印、筆書その他郵便物として差し出された場合における取扱いに

支障がないものに限り、郵便物の包装に使用することができます。

- 3 窓のある封筒及び袋は、その窓を薄い透明物又はこれに類するもので密着させて閉じたものに限り、これを郵便物の包装に使用することができます。
- 4 次に掲げる物を郵便物として差し出すには、前各項及び次条（開封の郵便物）の規定によるほか、それぞれ次に定めるところにより包装していただきます。

区別	包装方法
1 刃物その他これに類する物	適当なさやに納め、又はその危険部分を包み、これを箱に納める等の方法によること。
2 液体、液化しやすい物、臭気を発する物及び腐敗しやすい物	びん、缶その他の適当な容器に入れ、これを内容品が漏出しないよう密封した上、外部の圧力に耐える堅固な箱（容器が外部の圧力に耐える場合には、封筒その他の物を含みます。以下この欄において同じとします。）に納め、箱には、万一容器が破損しても完全に内容品の漏出を防ぐ装置をすること。
3 毒薬、劇薬、毒物、劇物、生きた病原体及び生きた病原体を含有し、又は生きた病原体が付着していると認められる物	(1) 2に規定する包装をし、郵便物の表面の見やすい所に品名及び「危険物」の文字を朱記すること。 (2) 郵便物の外部に差出人の資格及び氏名を記載すること。 (3) 毒薬、劇薬、毒物及び劇物は、これを2種以上ともに包装しないこと。
4 セルロイド及びその製品並びに引火しやすい物	1個又は1品ごとに紙包とし、又はびん若しくは缶に入れ、これを堅固な木製又は金属製の箱に納め、各個の動揺及び摩擦を防ぐ装置をし、かつ、郵便物の表面の見やすい所に「セルロイド」又は「危険品」の文字を朱記すること。
5 生きた動物	堅固なびん、つぼその他適当な容器に納め、容器には完全にその脱出及び排せつ物の漏出を防ぐ装置をすること。

○ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）（抄）

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

- 2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。
 - 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
 - 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬^は虫類に属するもの